

## 学校規約

第1条（インストラクター師範及びインストラクターの目的）犬猫の食と自然医療に係るインストラクター師範（師範も含む）並びにインストラクターは、犬猫の健康や病気を食と自然医療でケアし、また飼い主へ自分の力で健康を守る知識と技術の普及に努めることを目的とする。

第2条（資格の種類）一般社団法人犬猫の食と自然医療の学校（以下「学校」という。）が認定する資格は、犬猫の食と自然医療に係るもののみとする（以下、資格を総称して「本資格」という。）。

第3条（資格の認定）

- （1） 資格認定試験に合格した者は、学校に対し所定の申請書類の提出及び又は所定の認定費用を納入することで各資格の認定申請を行うことができる。
- （2） 学校は、前項に基づき認定申請をした者について、第9条で定める欠格事由がない限り、各資格を認定し、インストラクター又はインストラクター師範として登録する。なお、インストラクター又はインストラクター師範は、一般社団法人に関する法律における社員となるものではない。

第4条（会員証の交付並びに会員特典）

- 1 学校は、各資格の認定を受けた者に対し、資格認定証明書及び又は会員証を交付する。
- 2 認定証を破損又は紛失した場合は、学校へ速やかに申出を行い所定の手続きを行い認定証の再発行を行うことができる。また、申請登録時に届け出た内容（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、学校に速やかに申出を行わなければならない。
- 3 インストラクター師範は新たな講座を作成し、師範資格取得講座の開催を行うことができる。

第5条（資格の有効期限）

- 1 本資格の資格認定証明書の有効期限は、資格認定された時期にかかわらず、2年後の3月末日までとする。
- 2 学校は、会員に対し本資格の有効期限2ヶ月前までに「資格更新のお知らせ」を登録住所へ送付する。会員は、必要手続き及び更新費として  
講座会員：3,000円（消費税込）  
インストラクター：6,000円（消費税込）

インストラクター師範（師範も含む）：12,000円（消費税込）

以上の支払且つインストラクター師範は更新講習又は更新試験に合格することにより資格を更新することができることとする。

- 3 有効期限を超過して6ヶ月以内に更新手続きが完了しない場合は、資格は失効する。ただし、本資格を失効した者が、資格失効後2年以内に、失効期間中の更新料相当額を納付した上で、再登録を希望した場合、学校にて審査の上、資格更新を認めることができる。

#### 第6条（費用）

- 1 資格取得のためにかかる費用は、学校と講座作成者において別途定める。
- 2 学校は、講座作成者の了承があった場合には資格取得のための費用及び更新費を変更することができる。その場合、学校は、速やかにインストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）にその旨通知する。

#### 第7条（インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）の責務）

- 1 常に犬と猫の食事と自然医療に関する最新の情報を集め、自己研鑽に努めなければならない。
- 2 相談業務、治療業務を行うにあたっては、自身の利益だけにとらわれることなく、相談者の利益を優先しなければならない。
- 3 相談者と利益相反が生じる場合、インストラクター師範（師範も含む）は相談、治療又はセミナー等の活動を行ってはならない。また、利益相反事項に該当しなくとも、自己との中立性を損なう可能性がある業務について、これを行ってはならない。
- 4 インストラクター師範（師範も含む）としての活動（相談・アドバイス等）により知り得た個人情報について、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければならない。
- 5 資格の名義を第三者へ利用させてはならない。

#### 第8条（活動報告義務）

学校に対し、特定のインストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）の活動について、相談者もしくは他のインストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）からの苦情、又は行政庁もしくはそれに準じる団体からの申入れがあった場合、学校は、当該者の活動内容を調査し、報告を求めることができる。インストラクター及びインストラクター師範は、当学校からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければならない。

#### 第9条（欠格事由）

以下に定める者は、インストラクター又はインストラクター師範（師範も含む）になることが出来ない。

- （1）成年被後見人
- （2）反社会的勢力、またはこれらと継続的な取引を行っている者
- （3）禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者
- （4）第11条に基づき資格を剥奪された者

#### 第10条（資格の喪失）

インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）が次の各号の一に該当する場合は、全ての認定資格を喪失する。

- （1）資格喪失届を提出したとき
- （2）死亡、または失踪宣言を受けたとき
- （3）更新手続を怠り、または更新料の納入を怠ったとき
- （4）申請書類に虚偽が認められたとき
- （5）資格を剥奪されたとき

#### 第11条（資格の剥奪）

学校は、以下の事由に該当した有資格者に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することが出来る。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）第13条で定める欠格事由に該当することが明らかになった場合
- （3）不正の手段により、資格認定を受けていた場合
- （4）相談者の個人情報漏洩・譲渡・目的外使用を行った場合（故意か否かを問わない。）
- （5）学校が認定した資格の適用範囲外の活動及び行動を行った場合（弁護士法・司法書士倫理規定・税理士法・行政書士法・保険業法・金融商品取引法・医師法に違反する行動、言動、業務を行った場合）
- （6）学校の名誉、社会的な地位を毀損失墜させた場合
- （7）第8条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- （8）相談者又は他のインストラクター及びインストラクター師範から同内容の理由で3回以上苦情があり、学校が改善を要請した後も改善の見込みがないと学校が判断した場合
- （9）学校の名称を許可なく使用し、または学校と誤認させる表現を使用した場合
- （10）学校が主催する勉強会・セミナー等の参加者や他のインストラクター及びインス

トクター師範に対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合

- (1 1) 学校が主催する勉強会・セミナー、資格認定試験において、参加者に対して有料セミナーの勧誘を行った場合
- (1 2) 学習講座の内容及びテキスト、学校からの提供物（営業支援）の転売、無断公開等学校が有する著作権を侵害した場合
- (1 3) 学校の定める認定カリキュラムと類似した学習教材の製作及び養成講座を開催した場合
- (1 4) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (1 5) 学校の理事、職員に対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
- (1 6) その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

#### 第12条（名称の使用）

- 1 インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）  
インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）は、その認定された資格の名称を使用できる。
- 2 一般社団法人犬猫の食と自然医療の学校の名称及びロゴマーク・ロゴタイプ
  - (1) インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）が、学校から提供される提供物以外に営業目的で物品を用意する場合、学校の名称及びロゴマーク・ロゴタイプの使用においては事前に必ず「名称使用許可申請書」を学校へ提出し、名称使用許可をとらなくてはならない。同じく、販売促進物の制作、使用においても事前に名称使用許可を取る必要がある。
  - (2) 前号でいう販売促進物とは、印刷物（書籍類、小冊子、カタログ、パンフレット、チラシ等）、Webサイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャルネットワークワーキングサービス全般等）、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ、各種音源及び映像データ等）、ソフトウェア（アプリケーション、各種コンテンツ等）等をいう。
- 3 インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）が認定資格を喪失したときは、各資格の名称及び一般社団法人犬猫の食と自然医療の学校の名称並びにロゴマーク、ロゴタイプの名称（以下「本件名称」という。）を使用してはならず、本件名称を使用した名刺、文書、配布物の廃棄、ホームページ等の変更等、第三者をしてインストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）であるとの誤認を避ける措置を取らなければならない。

#### 第13条（免責事項）

学校は資格認定後、インストラクター及びインストラクター師範（師範も含む）が行う相談、カウンセリング、アドバイス、サポート業務について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与しないものとする。これにより学校が責任及び損害に伴う賠償を負うことはない。

ただし、学校附属動物病院の治療業務として獣医師の管理下で行った場合には、この限りではない。

#### 第14条（損害賠償請求）

インストラクター及びインストラクター師範が、学校の名誉及び信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがある。

#### 第15条（改定）

本規約は、一般社団法人犬猫の食と自然医療の学校理事会の決議により変更できる。本規約が改定された場合、本規約は、インストラクター及びインストラクター師範に遡及的に適用される。

#### 第16条（その他）

ここに定めのない事項については、全て一般社団法人犬猫の食と自然医療の学校理事会によって決定する。

平成28年6月6日制定

平成29年2月8日改定

# 犬猫の食と自然医療の学校

## 行動規範

- ・ 犬猫の食と自然医療の探求に努める
- ・ 犬猫の食と自然医療の学校の規約に従う
- ・ 万事に対し真摯誠実に行動する
- ・ 個人の尊厳を大切にする
- ・ 犬猫と飼い主の幸福のために行動する
- ・ 犬猫と人間のより良い社会の構築に貢献する
- ・ 法令を順守する
- ・ 個人情報を保護する

# 犬猫の食と自然医療の学校

## 倫理憲章

1. 犬猫の食事療法と自然療法の研究実践を積み重ね、日々向上を図ることを目的とする。
2. 同じの志を持つ者を理解し尊重する心を忘れないこと。
3. 犬猫の命、健康を考え、これを維持向上する心を第一に持って万事にあたること。

## 誓約書

私は学校規約、行動規範、倫理憲章を遵守し、犬猫の健康を守るために日々精進し誠実に活動を行うことを約束いたします。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 捺印